

三木町事業継続応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症によって経済的影響を受ける中小企業者の負担を軽減するために、三木町事業継続応援給付金(以下「給付金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 給付金を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 三木町内に事業所を有する法人又は個人事業者であって、令和2年3月25日から同年8月31日までの期間に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第4号若しくは第5号に規定する特定中小企業者又は同条第6項に規定する特例中小企業者の認定を受けた者で、100万円以上の事業資金を借り受けた者に限る。
- (2) 暴力団等の反社会的勢力に属する者でないこと及び反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める者でないこと。

(給付金の額等)

第3条 町長は、対象者に対し10万円を交付するものとする。

2 給付金の交付は、1回限りとする。

(給付金の交付申請及び請求)

第4条 給付金の交付を受けようとする第2条に該当する者は、令和2年5月12日から同年9月30日までの期間に三木町事業継続応援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業資金の融資実行が確認できる書類
- (2) 事業所が三木町の区域内にあることが確認できる資料
- (3) 給付金の振込口座の通帳等の写し
- (4) その他町長が給付金の交付に必要と認める書類

(給付金の交付決定及び交付)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金を交付すべきものと認めたときは、当該申請をした事業者に対し三木町事業継続応援給付金交付決定通知書(様式第2号)を通知し、給付金を交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年9月1日から適用する。